

【中部下水処理場跡地の基礎関係整備費用ほか】

▼地下工作物（基礎杭と地下構造物）対策

市は地下工作物の取り扱いについて、①基礎杭が地盤面から5～20mの深さに約5千本あり、撤去すると地盤の健全・安定性と周辺環境への影響が出かねないので存置する（残す）。ただ、支障となる杭は破砕する。杭は2年後に耐用年数65年を迎えるため、増し杭やプールの基礎としては考慮していない、②プールの基礎杭や地下構造物を整備するうえで支障となる既存の地下構造物17施設（プールの想定整備の範囲内）は全部撤去する。その際には土留壁等を設置して地盤の安定性に配慮する。この地下構造物対策費用は土留壁工が約490mで4億9,000万円、撤去工・運搬処分工が約7,200㎡で2億8,000万円、埋戻工が約32,700㎡で2億1,000万円の**合計9.8億円（約10億円）**、としている。

▽**清水正明氏（元県土木部職員）は**、第6回再検討部会（合同会議）で、「市の資料では整備形状約155m×90mとなっているが、私の見立てでスケールアップすると、約140m×100mだ」としたうえで次のように述べた。

①市は山留工を四隅に490m全部行うようにしているが、JR長崎本線の反対側に**駐車場5000㎡を造るとした場合、地下構造物撤去の必要はなく、山留工も要らない。また、スタジアムシティ駐車場との境界一帯も山留工は不要だから、山留工の4億9,000万円は必要ない、②プールを整備する敷地全体についても、プール底面から浦上川へ排水しなければならないが、長崎港のHWL（ハイウォーターレベル＝計画高水位）1.53mとの関係があるため、中部下水処理場跡地の地面レベル2.70mとの差1.17mまでの深さまでしか掘り込めない。つまり、地下構造物を撤去する必要も山留工をする必要もない、③従って、地下構造物の撤去について、自分の積算では基礎コンクリートの撤去、地下構造物の処分、盛り土までせいぜい2億1,800万円できる一。**

長崎市は清水氏の見解に対し、松山平和運動公園を守る会には回答せずに、別の一市民にメールで「清水関係人の主張は現場（中部下水処理場跡地）の条件に合っていない」旨抽象的に回答しているだけである。**清水氏の見解のどの部分が現場のどのような条件に合っていないのか？市はきちんと説明すべきではないか？**

▼「深層地盤改良」

市は、地盤改良について、①「支持層（強度を示すN値は50＝安山岩）が深い位置にあるため、基礎と支持地盤の間は地下工作物の埋設状況を踏まえて、障害があった場合は破砕できる「深層地盤改良」方式を採用、②その工法は土とセメント系固化剤を専用マシンで混ぜ合わせながら柱状に地盤改良体を築造する（スラリー攪拌）方式。地中に既存の杭などの障害があっても、破砕しながら施工可能（ただし、既存杭の継手が銅製の場合は施工不能の恐れがあり、杭の撤去が必要）、③それによってできる**基礎は直径1.6mの地盤改良体を2,234本、深層地盤改良の費用は約15億円**、としている。

▽**清水氏は**、第6回再検討部会（合同会議）で市の工法や積算に大きな疑問を呈し、「**深層地盤改良は市の言う約15億円の半額以下、7億7,800万円程度で可能**」と述べる。

内訳は、地盤改良体 1 本あたり 13 万 7 千円として 2,234 本で 3 億 6,058 万円、ただし、これは直接経費だけだから、1.8 倍にする。それに機械の移動経費 10%程度、消費税 10%を加える計算。市はこの清水氏の見解に対し、やはりきちんと反論していない。

また、杭を基本的に存置しながら、深層地盤改良の工事をする事ができるのか？ 現実にはほとんど邪魔になって、破碎せざるを得ないのではないのか？ 「地盤の健全・安定性と周辺環境への影響」の観点から「存置する」と言いつつ、現実にはほとんどが破碎埋設になるのでは？

市の言う「地下工作物対策費約 10 億円＋深層地盤改良費約 15 億円＝約 25 億円」に対し、清水氏は根拠を明示して「2 億 1,800 万円＋7 億 7,800 万円＝9 億 9,600 万円（約 10 億円）」と説明する。

清水氏の見解のどの部分が現場のどのような条件に合っていないのかを含め、市は説明責任をきちんと果たすべきではないか？

▼駐車場（200 台）の整備

市は、2020 年度に近接の市営茂里町駐車場（135 台）を平面自走式へ造り変えた際の整備費用（土木・電気工事 9,700 万円）から 1 台あたりの費用を計算、それに 200 台を掛けて、精算設備費用 3,100 万円を加え、物価上昇率 10%を加味した結果、1 億 9,217 万円とした、と説明している。

これに対し**清水氏は**、①近接の市営茂里町駐車場の整備費を援用するのは、現場条件が異なるのだからおかしい。例えば、整地工、付帯工、植栽工、雑工などが挙げられているが、中部の工事には必要ないと思う、②私の積算の資料を付けているが、舗装工事に 2,160 万円、排水工は不要とのなので 1,000 万円程度、照明灯は大手メーカーに試算依頼して 1 基 100 万円×5 基として 500 万円、ゲート式機器も大手電機メーカーに試算依頼して約 1,720 万円、全部で 5,500 万円～6,000 万円もあればできる、と述べている。

市は、市の積算の 3 分の 1 程度で整備可能とする清水氏に対してきちんと反論すべきだと思いが、なぜしないのか？

【中部下水処理場跡地と松山陸上競技場の立地比較評価】

▼**市は**市民総合プールの移転先候補地について、第 6 回再検討部会（合同会議）に出した「市民総合プールの候補地の総合評価案」で、①中部下水処理場跡地の敷地面積は約 2.7ha（長辺 231m、短辺 90m）。それに対し、現在の市民総合プールは 1.4ha、松山陸上競技場は 2.4ha（長辺 244m、短辺 109m）、②公共交通機関のアクセスについては、第 4 回再検討部会に出された資料では「中部△、松山○」としていたが、部会で批判され、その評価を撤回、③交通混雑については、中部はスタジアムシティと隣接するため、試合やイベント、大会などが重なった際の交通混雑が懸念。松山はスポーツ施設の再配置に伴う交通負荷は大きく変わらない、④経済性については、中部はプールの基礎費用に約 15 億円、地下構造物の対策費用に約 15 億円、駐車場（200 台、平面式）費用に約 2 億円の合計 27 億円かかる一方、松山はプールの基礎費用に約 2 億円、陸上競技場の再整備費用（練習用

トラック) に約 1.6 億～2.2 億円、合計約 3.6 億～4.2 億円かかる、⑤場所性について、平和公園(西地区)の基本方針との関係で、プールを松山に持ってきて、同基本方針の「平和を発信するスポーツ環境の創出」と整合が図られている、⑥将来性(まちづくりとの連携や賑わいの創出)について、市の都市計画マスタープランとの関係で、「中部は地域経済の活性化を図るために活用する」と位置付けられており、プールで大会などが開催されることで副次的に貢献できる。都心まちづくり構想との関係で、「全国からの集客エリアとなる施設の整備、交流の創出・波及」や「全ての市民が娯楽と余暇を楽しめる環境整備」に貢献できる、⑦連携性(周辺施設との相乗効果)について、スタジアムシティとの連携により相乗効果が期待できる一などとしている。

▽これに対し、**守る会などの見解は**、②のアクセスについて、中部と松山の電停・バス停との距離(敷地境界まで)は、市の調査でさえ中部は電停との距離約 230m、バス停との距離約 220m、松山は電停との距離約 80m、バス停との距離約 150m。守る会の現地調査では、中部は電停と 188m、バス停と 195m、松山は電停と 79m、バス停と 145mである。従って、市の調査によると、プールが中部へ移っても、電停との距離は $230-80=150$ m、バス停との距離は $220-150=70$ m長くなるだけ。守る会の調査では、電停との距離の差が $188-79=109$ m、バス停との距離の差が $195-145=50$ mにすぎない。まさに五十歩百歩というべき。守る会などはスタジアムシティ開業に伴う遊歩道などの整備やJR長崎・浦上両駅とのアクセス、市の中心部や南部との距離の短縮を考えると、中部の方が優位と見ており、これは概ね一般的な見方だろう。市の調査で、踏切や道路を横断する回数について、中部は電停からもバス停からも踏切横断0回、道路横断3回、松山はバス停からの踏切横断と電停からの道路横断が1回としており、都会のような長い距離の横断でもなく、問題にならない。

従って、**たとえ子どもや高齢者が多くても、公共交通機関のアクセスは中部と松山はイーブンかむしろ中部がやや優位といえよう。**

市は交通アクセスについて中部と松山は少なくともイーブンだと依然、認めようとしな
い。**市はこれまで市議会でも、游泳協会の主張に合わせるかのように「中部は交通アクセスで松山より不便」としてきたが、再検討部会の審議でその主張が事実上否定され、第6回再検討部会の資料では全項目において「○×▽」の採点評価をなくしたものの、交通アクセスについて実際は従来の見解に固執している。なぜ、そうした不誠実な対応を取るのか？ 今でも本当に「松山が優位」と考えているのであれば、その根拠を堂々と説明すべきではないのか？**

③の交通混雑について、長崎駅周辺の開発やスタジアムシティ開業に伴う交通混雑対策は市・県・関係機関などが体制を整えて、スムーズな動線の確保と誘導などの対策を講じてきているため、解決可能だと考える。仮に開業後に電停の混雑などの問題点が万一出てきたら、当然安全に関わることなので道路管理者の県と長崎電気軌道を中心に新たな対策が急ぎ検討されるはずである。市は自ら対策の主たる当事者であるにもかかわらず、「懸念される」とマイナス評価を下す一方、松山については「スポーツ施設の再配置に伴う交通負荷は大きく変わらない」とプラス評価をしている。そもそも、再配置先の立地条件については、既にそこに存在する交通問題であろうが、近く予想される交通問題であろうが、

等しく論議の対象にすべきであり、「スポーツ施設の再配置に伴う交通負荷」と不自然な限定を付けること自体が恣意的といえる。守る会や地域の連合自治会関係者などが南北幹線道路の松山インターチェンジ（仮称）ができた場合の交通渋滞悪化の懸念を述べると、市は「県において交通シミュレーションを行い、その結果を踏まえて必要な対策が講じられると考えている」と答弁している。中部と松山とで、自らの都合のいいように使い分けられていると批判されても仕方あるまい。なぜ、そうした対応を取るのか？

④の経済性について、市は再検討部会の中で、インターチェンジによって立ち退き対象となるプールがどこへ移ってもその整備費用は県の移転補償で基本的に補てんされると認めながら、つまり、経済性の比較には直接関係ないことであると認識しながら、候補地の総合評価案の「経済性」の項目では相変わらず基礎関係の整備費用として「中部は 25 億円（駐車場 2 億円を除く）かかる」ことを挙げ続けている。このような、事実誤認を誘う不誠実な対応をなぜ取り続けるのか？

⑤の平和公園（西地区）の基本方針との関係で、市は「プールを松山に持ってきても、基本方針の『平和を発信するスポーツ環境の創出』と整合が図られている」としているが、全く違う。南陳述や原田陳述にあるように、松山陸上競技場は原爆投下前とほぼ同じ位置と形状の場所で、部活動の中高校生をはじめ、スポーツゾーン最多の年間推計延べ約 35 万人の老若男女がスポーツと健康増進に勤しみながら多世代の交流を繰り広げている。そして、その姿が、長崎らしい平和の大切さを発信しているのである。稲佐山や岩屋山、金比羅山を望む開放的空間に 400mトラック、フィールド、芝生広場、600m外周路が広がり、その一体的な利活用が行われているのも特長といえる。そこへプールが来たら、3 分の 2 ほどのスペースが大きな構造物によって占められ、芝生広場や外周路が狭くなるのは必至で、開放感も景観も、さらに防犯上も災害時の活用の面でも大きなマイナスとなる。

市の評価案のどこが「平和を発信するスポーツ環境の創出」なのか？ それどころか、「平和を発信するスポーツ環境の破壊」ではないのか？

⑥の将来性（まちづくりとの連携や賑わいの創出）について、市はプールが中部に来た場合、「地域経済の活性化に副次的に貢献できる」としているが、「副次的」ではなかろう。「副次的に」とか「結果的に」とかではなく、もっと積極的な相乗効果が期待できるのではないか。スタジアムシティのホテルには少し水に浸かる程度の「プール」しかできないから、隣接して本格的なプールができると、滞在者には魅力の一つになろう。滞在期間が延びれば、それだけ地域経済にはメリットになる。プールにとっても、ホテルやショッピング、娯楽機能の施設が隣接することは大会誘致上アピールポイントになるだろうし、サッカーやバスケットボールの選手たちのトレーニングの場としても活用できる。なぜ、市はわざわざ「副次的に」という抑えた表現をするのか？

また、この「将来性」（まちづくりとの連携や賑わいの創出）の項目で、プールを松山陸上競技場へ持ってきた場合の評価について、市は「都市計画マスタープラン上、平和公園（西地区）は交流施設の確保と位置付けられており、その方針に貢献できる」としているが、既に松山陸上競技場自体が市民の集いと交流の拠点となっており、平和の大切さを発信する場になっている。それをつぶして、閉鎖性の高い構造物であるプールをそこに造る意味があるのか？ プールを松山へ持って来なければならない説得力ある理由は、市が

らも游泳協会からもこれまで一切示されていない。

⑦の「連携性」（周辺施設との相乗効果）についても、市はプールを松山陸上競技場へ持ってくると、「既存スポーツ施設や新たなスポーツ施設、広場空間などとの連携により、スポーツ施設の拠点として相乗効果が期待できる」としているが、現在の松山陸上競技場こそ、同じスポーツゾーンにあるプール、ラグビー、サッカー、テニスなどの利用者がウォーミングアップや持久力強化などに日常的に利用しており、同ゾーンの中心的施設に定着している。プールができて 400mトラックが松山からなくなり、外周路や芝生広場も狭くなれば、かえってマイナスになる。市はなぜ、プールを松山陸上競技場に移すことによる「効果」をそのようにつくり上げようとするのか？

⑧の「安心・安全性」（災害時における防災・減災機能）について、市は「総合評価案」の一覧表には記していないが、松山陸上競技場は長崎大水害時の利活用実績に見られるように、ヘリコプター発着、災害物資の集積、避難の場所などに貢献できる。市は再検討部会の中で、「陸上競技場（練習場）を中部に移せば、スタジアムシティー帯には貴重な平地地として災害時の活用や防災対策でも機能する」旨発言していたが、一帯はもともと賑わいの創出、経済活性化の観点から、大型の集客施設を集積したわけで、当然ながら防災対策もしっかり取られている。サッカースタジアムやバスケットボールの多機能アリーナも災害時の活用は視野に入れられている。市はなぜ、一方で貴重な施設（松山陸上競技場）をつぶし、一方で一帯のコンセプトに合うとは思えない陸上練習場を中部に整備しようとするのか？

【第三者機関での審議の行方】

▼第 5 回、第 6 回再検討部会の終わり方、「中間報告書」

市は、第 5 回再検討部会では「現時点ではこれ以上の結論を出すことは難しく、また、再検討部会の担当事務を考慮すると、再検討部会では（再配置の）3 パターンを支持する意見があったという内容にとどめ、合同会議の場で議論を行う」とまとめられた。そして、検討委員会本体との合同会議（第 6 回再検討部会）で「あとは行政として委員会の結論を踏まえて判断していただく。については、委員長と部会長名で市に中間報告を行う」とまとめられた。6 月 7 日に中間報告書が市に提出されたことから、市が判断する段階である、としている。

これに対し、**守る会などは**、①第 5 回再検討部会では、終わり近くに部会長が「次回は検討委員会で再検討部会の経過を報告し、検討委のメンバーも含めて議論する流れになっている」と唐突のように発言したため、守る会の委員（南）が「新年度に入ってあと 2 回で再検討部会を終えるという理解か？」と市側に確認すると、土木企画課長が「2 回と決めてはいない。一定の方向性がまとまる部分で考えている」と回答、南委員が「そのような形だと理解した。終わりの時期を決めてからでは丁寧な審議にならないため、そこはお願いしたい」と念を押した。従って、再検討部会の審議を次回（合同会議）で終えるという共通理解は存在していなかった、②その後、部会長が閉会間際に「現時点ではこれ以上の結論を出すことは難しいと考えるから、3 パターンを支持する意見があったという内容にとどめ、次回はまちづくりの観点や平和との関連性などの留意点を解消しつつ議論して

はどうか」と発言して終わった。閉会間際に部会長が半ば一方的に「現時点ではこれ以上の結論を出すのは難しい」と自らの判断を言っても、委員は「第5回再検討部会終了の現時点では結論に至らないから、次回に審議を持ち越す」という理解でしかない、③部会長は再検討部会の任務・目的について、「検討委員会の円滑な協議や最終的な市長の判断材料をそろえること」と述べたが、それは目的というより、結果・効果と言うべきであって、再検討部会の任務・目的は第1回再検討部会の市の提示資料にあるように、「平和公園スポーツ施設の再配置に関する再検討」である。つまり、市が当初示し陸上競技場利用者から猛反発を受けた「市民総合プール⇒松山陸上競技場、松山陸上競技場 400mトラック⇒扱いは後で別途検討」案の妥当性を含め、白紙から再検討することだった、④市は、合同会議（第6回再検討部会）で「後は行政として委員会の結論を踏まえて判断していただく。ついては、委員長と部会長名で市に中間報告を行う」とまとめられた。6月7日に中間報告書が市に提出されたことから、市が判断する段階である」、としているが、中間報告を行うとか、後は行政に判断を委ねるとかについて委員に正式に諮り、意見を述べさせるという手順を踏んでいない。これまた、閉会近くに検討委員長なり部会長なりが早口に述べたにすぎない、⑤「中間報告書」自体、再検討部会や検討委員会ないし合同会議で文案をきちんと示して承認を求めた形跡もない。事務局である土木企画課と検討委員長、再検討部会長だけでつくったと言われても仕方ないのではないか。

第6回再検討部会までの審議は、市の当初案が「市民総合プールを松山陸上競技場に移転する」だったところ、移転先の新たな候補地に中部下水処理場跡地を加えた段階にとどまっており、これから残された「留意すべき論点」について、さらには中部下水処理場跡地の基礎関係整備費用の問題について本格的に審議しようというときに、なぜ早々と幕引きを図るのか？ 市が踏まえて判断すると称する「委員会の結論」もまだ出ておらず、事務局リードで作り上げた「中間報告書」でしかない。

守る会は7月29日、市長と検討委員長、再検討部会長に対し、意見書・申し入れ書を提出、第三者機関の運営や市の基本姿勢を厳しく批判した。**審議内容が市にとって厳しくなってきたら、早々と審議を切り上げて「後は市が判断を下す」と宣言するのは、「慎重丁寧な調査検討（請願項目）とは程遠く、第三者機関を軽んじ、市民を蔑ろにする対応だと言わなければならない。**

▼**守る会**は市長に対する意見書・申し入れ書の中で、**万一、最終報告書をまとめる前に再検討部会を解散し、検討委員会に残る審議を委ねるのであれば、検討委員会の委員に再配置問題の当事者である陸上、水泳側の関係者、被爆者団体の代表、専門家を加えるべきだとしている。そもそも、平和公園の再整備について審議する第三者機関に被爆者や平和関係者が入っていない（平和推進協会は市の外郭団体のようなもので、人的、経済的な関係も強い）のは、いかがなものか。市はこの点について、どう考えているのか？**

(以上)